

平成 28 年 4 月 28 日  
滋 賀 労 働 局

## 大津労働基準監督署における個人情報に記載された文書の紛失について

滋賀労働局(局長 大山剛二)は、大津労働基準監督署(署長 北田典之)における、個人情報に記載された文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、お知らせいたします。

### 1 紛失した文書に記載されている個人情報について

大津労働基準監督署(以下「大津署」という。)において、労災保険給付の処理を行った際に、労災保険給付請求者(以下「請求者A」という。)から提出された療養補償給付たる療養の給付請求書(以下「5号請求書」という。)及び医療機関から提出された診療費請求内訳書の写し(以下「レセプトの写し」という。)を紛失する事案が発生した。

5号請求書には、請求者Aの住所、氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、印影、所属する事業場Bの名称、事業主の氏名、労災現認者Cの氏名、職名及び受診した医療機関Dの名称及び所在地が記載され、レセプトの写しには、請求者Aの氏名、年齢、生年月日、傷病の部位、傷病名、事業場Bの名称及び受診した医療機関Dの名称、が記載されていた。

### 2 事実経過

(1)平成 28 年 3 月 18 日、大津署職員が請求者Aを含む複数の5号請求書及びレセプトの写しを、審査担当職員3人にそれぞれ手渡した。同日、審査担当職員3人が請求内容の審査を行い、署内決裁を受けた後、職員が5号請求書をシステムへ入力処理した。

(2)平成 28 年 4 月 19 日、システムへ未入力となっているデータが1件あることが判明し、大津署において確認したところ、請求者Aの5号請求書がシステム入力されていないこと、また、請求者Aから提出された5号請求書及びレセプトの写しの所在が不明となっていることが判明した。大津署職員が庁舎内をくまなく搜索をしたが、発見することができず紛失したと判断した。

(3)平成 28 年 4 月 22 日、大津署副署長が事業場B、医療機関Dを訪問の上、経過の説明及び謝罪を行い、了承を得た。なお、請求者Aへの直接の説明及び謝罪は事業場Bから行うこととされた。

また、労災現認者Cへの説明及び謝罪についても、事業場Bから直接の説明及び謝罪は要しないとの労災現認者Cの意向を確認した。

(4)紛失した文書は現在においても発見に至っていないが、外部に持ち出すことのないものであり、外部から誤送付があったなどの通報もないことから、事務処理過程において他の不要文書とともに誤ってシュレッダー処理により裁断された可能性が高いと判断している。

### 3 文書紛失の発生原因

- (1) 審査担当者へ5号請求書及びレセプトの写しを手渡してからシステム入力するまでの間に文書を綴じ紐等で纏めるなどの散逸防止の対策が不十分であった。
- (2) 審査担当者へ5号請求書及びレセプトの写しを受け渡した枚数をチェック表等で明確にするなどの記録が不十分であった。
- (3) 請求書の入力前、入力後に請求書等の枚数確認をするなどの散逸防止対策が不十分であった。
- (4) 不要書類をシュレッダーにより裁断処理する際、不必要な文書であるか1枚1枚確認することを怠っていた。

### 4 再発防止対策

- (1) 大津署において、平成28年4月22日、署長から、非常勤職員を含む全職員に対し、本事案の経過を説明の上、基本動作の徹底に加え、以下のとおり文書の紛失防止対策を講じるよう指示、研修、点検を行った。
  - ① 5号請求書等の文書は綴じ紐などで纏め抜け落ちを防止する。
  - ② 5号請求書等の文書はチェック表等で受渡し記録を明確にする。
  - ③ 入力作業は入力前と入力後に5号請求書等の枚数確認を行う。
  - ④ シュレッダーにより裁断処理する際は文書1枚1枚の確認を徹底する。
- (2) 滋賀労働局においては、総務部長から局内幹部職員並びに管内労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し本事案の概要を周知し、個人情報の管理の徹底について指示するとともに、労働基準監督署の管理者の個人情報の管理状況をあらゆる機会に確認し、再発防止に取り組むこととした。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局労働基準部労災補償課  
電話：077-522-6630